



栃木県公報

平成30(2018)年
5月15日(火)
第2986号

目次

告 示	
○栃木県営林産物売払規則第27条の規定に基づく延滞利息の利率……………	413
公 告	
○平成30(2018)年度毒物劇物取扱者試験の実施……………	413
○土地改良区役員の退就任……………	414
○土地改良区連合役員の退就任……………	417
調達等公告	
○入札公告(特定調達公告)……………	418

告 示

栃木県告示第百五十六号

栃木県営林産物売払規則(昭和四十一年栃木県規則第十七号)第二十七条の規定に基づき、延納利息の利率を次のように定め、栃木県営林産物売払規則第二十七条の規定に基づく延納利息の利率を定める告示(平成二十九年栃木県告示第三百四十八号)は、廃止する。

平成三十年五月十五日

栃木県知事 福 田 富 一

年〇・七八パーセント

(森林整備課)

公 告

○平成30(2018)年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第8条の規定により公告する。

平成30(2018)年5月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験期日

平成30(2018)年8月22日(水) 午前9時30分から午前11時30分まで

3 試験場所

帝京大学宇都宮キャンパス 宇都宮市豊郷台1-1

4 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質、識別及び貯蔵その他取扱方法(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及

び劇物取締法施行規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物に係るものに限る、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第 2 に掲げる劇物に係るものに限る。)

5 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を 6 に記載する提出先へ提出すること。

- (1) 毒物劇物取扱者試験受験願書 1 部 (所定用紙使用)
- (2) 毒物劇物取扱者試験写真票 1 部 (所定用紙使用)
- (3) 毒物劇物取扱者試験受験票 1 部 (所定用紙使用)

6 出願期限及び提出先

(1) 出願期限

平成30 (2018) 年 6 月 20 日 (水) から同月 22 日 (金) までとする (郵送による場合は書留とし、同日までの消印のあるもの限り有効とする。)

(2) 提出先

県内居住者は、居住地又は勤務地を管轄する各健康福祉センター又は宇都宮市保健所に提出すること。ただし、郵送による場合は栃木県保健福祉部薬務課に提出すること。

県外居住者は、栃木県保健福祉部薬務課に提出すること。

7 受験通知

受験願書提出者には、受験番号を記載した受験票を送付する。

8 試験結果の発表

平成30 (2018) 年 9 月 14 日 (金) 午前 11 時から同月 28 日 (金) 午後 5 時までの間、栃木県ホームページ並びに栃木県庁屋外掲示場、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示し、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問合せには応じない。

9 試験結果の簡易開示

受験者本人の筆記試験及び実地試験の得点については、合格発表の日から 1 か月間 (土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までの間に限る。)、栃木県保健福祉部薬務課において、口頭により開示の請求をすることができる。この場合において、開示の請求をする者は、受験者本人であることを証明できる書類 (受験票、運転免許証等の身分証明書) を持参の上、これを提示すること。

10 受験手数料

10,500円 (栃木県収入証紙で納付すること。)

11 その他

(1) 問合せ先

栃木県保健福祉部薬務課 電話028-623-3119

(2) 受験願書の配布について

各健康福祉センター、宇都宮市保健所及び栃木県保健福祉部薬務課において平成30 (2018) 年 5 月 24 日 (木) から配布する。

(薬務課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があつたので、同条第17項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 5 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日

那須疏水 土地改良区	監 事		塩井 秀夫	那須塩原市豊浦17		平成 30 (2018). 3.18
小山用水 土地改良区	理 事	鈴木 光		小山市大字横倉新田70	平成 30 (2018). 3.31	
	〃	小井田 悟		〃 大字南和泉496-1	〃	
	〃	館野 年弘		下都賀郡野木町大字若林310-2	〃	
	〃	真瀬 利男		〃 〃 大字丸林659-4	〃	
	〃	福田 洋一	福田 洋一	小山市大字羽川395-1	〃	平成 30 (2018). 4.1
	〃	神川 清一	神川 清一	〃 大字出井20	〃	〃
	〃	望月 和夫	望月 和夫	〃 東城南1-21-7	〃	〃
	〃	橋本 清吉	橋本 清吉	〃 神鳥谷2-23-23	〃	〃
	〃	塚原 良一	塚原 良一	〃 大字東黒田240	〃	〃
	〃	本橋 信男	本橋 信男	〃 大字鉢形467	〃	〃
	〃	荒井 勝	荒井 勝	〃 大字西黒田576	〃	〃
	〃	寶示戸英夫	寶示戸英夫	下都賀郡野木町大字佐川野1414-1	〃	〃
	〃	山中 滋	山中 滋	小山市大字塚崎604-1	〃	〃
	〃	山中 岩男	山中 岩男	〃 大字東野田2144	〃	〃
	〃	岩崎 勝行	岩崎 勝行	下都賀郡野木町大字佐川野1342-1	〃	〃
	〃		高谷 博	小山市大字雨ヶ谷603-1		〃
	〃		小曾根一宏	〃 大字南和泉495-3		〃
	〃		真瀬 忠雄	下都賀郡野木町大字丸林669-8		〃
	〃		平澤 益夫	〃 〃 大字友沼1312		〃
		監 事	板子 博昭		小山市大字羽川402-1	平成 30 (2018). 3.31
	〃	小浦 孝夫		〃 神鳥谷6-5-19	〃	
	〃	新井 秋良		下都賀郡野木町大字潤島765-1	〃	
	〃		星野 一明	小山市大字出井715-10		平成 30 (2018). 4.1
	〃		中田 正美	〃 大字塚崎703-1		〃
	〃		加藤 新吉	〃 大字東野田2099		〃

鬼怒川左岸 土地改良区	理 事	阿久津勝美	阿久津勝美	宇都宮市ゆいの杜 5-7-18	平成 28 (2016). 3.31	平成 28 (2016). 4.1
	〃	小池 茂	小池 茂	〃 板戸町1039	〃	〃
	〃	渡邊 雅夫	渡邊 雅夫	〃 〃 1901	〃	〃
	〃	斎藤 純夫	斎藤 純夫	〃 桑島町550	〃	〃
	〃	島田 邦夫	島田 邦夫	〃 氷室町1656	〃	〃
	〃	菊池 弘光	菊池 弘光	〃 上籠谷町2204	〃	〃
	〃	大塚 弘之	大塚 弘之	〃 〃 819	〃	〃
	〃	黒崎 貞夫	黒崎 貞夫	〃 板戸町1182	〃	〃
	〃	大橋 一夫	大橋 一夫	〃 満美穴町28	〃	〃
	監 事	大橋 法明	大橋 法明	〃 板戸町1334	〃	〃
	〃	石川 信夫	石川 信夫	〃 道場宿町1133	〃	〃
	〃	刈部 純夫	刈部 純夫	〃 鑓山町784-3	〃	〃
	理 事	斎藤 純夫		〃 桑島町550	平成 29 (2017). 3.31	
	〃	阿久津勝美	阿久津勝美	〃 ゆいの杜 5-7-18	〃	平成 29 (2017). 4.1
	〃	小池 茂	小池 茂	〃 板戸町1039	〃	〃
	〃	渡邊 雅夫	渡邊 雅夫	〃 〃 1901	〃	〃
	〃	島田 邦夫	島田 邦夫	〃 氷室町1656	〃	〃
	〃	菊池 弘光	菊池 弘光	〃 上籠谷町2204	〃	〃
	〃	大塚 弘之	大塚 弘之	〃 〃 819	〃	〃
	〃	黒崎 貞夫	黒崎 貞夫	〃 板戸町1182	〃	〃
	〃	大橋 一夫	大橋 一夫	〃 満美穴町28	〃	〃
	〃		福田 昇	〃 上籠谷町1365-18		〃
	監 事	石川 信夫		〃 道場宿町1133	平成 29 (2017). 3.31	
	〃	刈部 純夫		〃 鑓山町784-3	〃	
	〃	大橋 法明	大橋 法明	〃 板戸町1334	〃	平成 29 (2017). 4.1
	〃		浅野 清明	〃 竹下町350		〃
〃		斉藤 正夫	〃 桑島町532		〃	

真 岡 市 土地改良区	理 事	手塚 廉一		真岡市堀内559	平成 29 (2017). 9 . 6	
	〃		海賀 俊男	〃 〃 765		平成 30 (2018). 4 . 1

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30（2018）年5月15日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区 連 合 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
鬼怒川中部 土地改良区 連 合	理 事	小林 正文		塩谷郡高根沢町大字文挾514	平成 29 (2017). 3 . 31	
	〃	鈴木 秀夫		〃 〃 大字花岡2122-10	〃	
	〃	西形 義雄		〃 〃 大字上高根沢2507	〃	
	〃	小林 迪夫	小林 迪夫	さくら市挾間田1122- 1	〃	平成 29 (2017). 4 . 1
	〃	亀井 照明	亀井 照明	宇都宮市今泉新町43- 1	〃	〃
	〃	齋藤 和之	齋藤 和之	〃 今里町303- 1	〃	〃
	〃	五月女二三男	五月女二三男	芳賀郡市貝町大字赤羽2694	〃	〃
	〃	綱川 茂	綱川 茂	さくら市柿木沢816- 2	〃	〃
	〃	若色 一巳	若色 一巳	宇都宮市金田町628	〃	〃
	〃	菊地 昭夫	菊地 昭夫	〃 平井町1234- 1	〃	〃
	〃	阿久津哲男	阿久津哲男	塩谷郡高根沢町大字宝積寺207	〃	〃
	〃	小林 孝男	小林 孝男	〃 塩谷町大字大宮1038- 2	〃	〃
	〃	吉原 敏泰	吉原 敏泰	〃 〃 大字風見213	〃	〃
	〃		永島 信男	〃 高根沢町大字大谷782		〃
	〃		齋藤 文男	〃 〃 大字上高根沢4986		〃
	〃		齋藤 信雄	〃 〃 大字桑窪1627		〃
	〃		手塚 和久	さくら市馬場84		〃
	〃		釜井 尚男	宇都宮市下岡本町1761		〃
	〃		手塚 孝行	宇都宮市下ヶ橋町686		〃
	監 事	古口 雄久		塩谷郡高根沢町大字上柏崎459	平成 29 (2017). 3 . 31	

監 事	増 渕 恵 司	増 渕 恵 司	塩谷郡高根沢町大字上阿久津734-1	平成 29 (2017). 3.31	平成 29 (2017). 4.1
〃		仲野 勝佳	さくら市狭間田875		〃
〃		大塚 秀一	宇都宮市下栗町1021-1		〃
理 事	菊地 昭夫		〃 平井町1234-1	平成 29 (2017). 12.21	
〃		吉澤 秀郎	〃 石井町1274		平成 30 (2018). 3.16

(農地整備課)

調 達 等 公 告

○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30 (2018) 年 5月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び業務内容・数量

栃木県組織犯罪対策情報管理システム機器等賃貸借及び保守業務 一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成31 (2019) 年 1月 1日から平成35 (2023) 年12月31日まで

なお、この契約は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の 3 に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策課及び警務部情報管理課

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第105号) に基づき、大分類N通信、情報処理 2 情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス 2 リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成30 (2018) 年 6 月28日から同月29日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成22 (2010) 年 3 月12日付け会計第129号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手續等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110 (内2246)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成30 (2018) 年 5月15日から同年 6 月25日までの日 (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成30 (2018) 年 6 月28日午後 5 時 上記(1)の場所に持参又は郵送

すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 開札の日時及び場所 平成30(2018)年6月29日午前11時 栃木県警察本部庁舎2階入札室

(4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札に参加する者に必要な資格を受けること。

ア 参加資格書類等の提出期間、提出場所及び提出方法

平成30(2018)年5月15日から同年6月25日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 平成30(2018)年6月27日までに通知する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、警察本部警務部会計課で交付する栃木県組織犯罪対策情報管理システム機器等仕様書に基づき作成した仕様書を平成30(2018)年6月25日午後5時までに提出し、参加資格の確認を得なければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付する栃木県組織犯罪対策情報管理システム機器等仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Apparatuses for Tochigi prefectural organized crime information control system and maintenance service, 1 set

(Lease of apparatuses and Maintenance contract)

(2) Time and Date of bidding:

5:00 p.m. June 28, 2018

(3) Information is available at:

Treasurer Section,

Accounting Division,

Department of Police Administration,

Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110(extension 2246)

(警察本部会計課)
